

## 【高齢者の定期予防接種】

～福岡県外の医療機関で接種を希望される方へ～

高齢者定期予防接種の接種対象となる方が、ご事情により、県外の医療機関での接種を希望される場合、**接種の前と後**に手続きを行っていただくことで、**接種費用の払い戻し(償還払い)**を受けることができます。

【対象者】 嘉麻市に住民票があり、入院や入所などの理由により、福岡県外に長期滞在されている方

### 【対象となる予防接種の種類(令和6年度の実施期間)】

- 肺炎球菌 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)※当該年度に65歳を迎える方が対象
- インフルエンザ (令和6年10月1日～**令和6年12月30日**)
- 新型コロナ (令和6年10月1日～令和7年3月31日)

### 【接種費用;嘉麻市の基準額(令和6年度)】

接種の種類	嘉麻市基準額①	本人負担額②	備考
肺炎球菌	8,375 円	2,400 円	【市民税課税世帯の方】 ①から②を差し引いた額を上限として払い戻しいたします。
インフルエンザ	5,126 円/5,335 円	1,500 円	【市民税非課税世帯・生活保護世帯の方】 ①の額を上限として払い戻しいたします。
新型コロナ	15,741 円	2,100 円	

### 【手続きの流れ】

#### ★接種の**前**の手続き★

①「**予防接種実施依頼書交付申請書**」を嘉麻市健康課に提出します。

【提出先】(郵送) 〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180-1 嘉麻市役所健康課 あて  
(持参) 嘉麻市本庁舎 2階 24番健康課窓口

②健康課から、申請者様あて、「**嘉麻市定期予防接種実施依頼書**」を郵送でお届けします。

また、接種後のお手続きに必要な「**県外接種費用交付申請書**」の様式を同封いたします。

③接種予定医療機関にご予約のうえ、接種時には「**嘉麻市定期予防接種実施依頼書**」を提出してください。

④接種後は、医療機関から「**予診票(写し可)**」と、接種費用の「**領収書**」を受け取ってください。

#### ★接種の**後**の手続き★

・次の4点は必ず必要です。健康課に提出をお願いいたします(郵送も可)。

- 県外接種費用交付申請書
- 予診票(原本又は写し)
- 領収書(接種時に医療機関から受領したもの)
- 申請者名義の通帳等(金融機関名・支店名・口座番号・名義人がわかる欄)の写し

・接種者ご自身が、市民税非課税世帯、生活保護世帯に属する場合、あわせて次の書類を提出してください。

- 市民税非課税世帯 : 市民税非課税世帯証明書  
(嘉麻市役所本庁舎税務課及び各支所市民サービス課において無料で発行しています。)
- 生活保護世帯 : 印鑑登録証兼医療カード(黄色のカード)の写し

・提出書類を審査後、速やかに決定通知書の交付とともに、お支払いの手続きを行います。

～ご不明なこと等、どうぞお問い合わせください～

嘉麻市役所健康課健康推進係

電話 0948-42-7430